

**緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置
及び国の財政支援策の拡充等に関する要望書**

平成 29 年 7 月

九 都 県 市 首 脳 会 議

緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置及び 国の財政支援策の拡充等に関する要望について

平成 29 年 7 月 27 日

都市の中で守られ、あるいは創出されてきた緑地は、ヒートアイランド現象の緩和などの環境保全機能や保水・遊水機能、魅力的な街並みを生む景観形成機能など、多様な機能を持っています。

九都県市では、これまで、法律に基づく特別緑地保全地区などの指定のほか、各都県市独自の条例等に基づく指定や助成金の交付などにより良好な緑地を保全するとともに、都市公園を着実に整備するなど、緑地の保全・創出に向けたさまざまな取組を進めてきました。

近年では、地震や局所的大雨に対する防災・減災や、生物多様性の保全、都市農地の多様な機能の発揮など、緑地の果たす役割はますます大きくなっています。さらに、成熟社会を迎え、市民の価値観が多様化する中で、緑地に対する期待はより高まっています。

一方で、日本は少子高齢・人口減少社会に直面しています。緑地を維持してきた人材の高齢化や後継者不足、税収の減少による緑地の維持管理・保全・創出に対する財源の不足など、緑地を保全・創出し、それらを良好に維持し、将来に引き継いでいくには、様々な課題を抱えています。

そこで、必要な法令改正の措置を講ずるとともに、国の財政支援策の拡充を図るよう、九都県市首脳会議として、別紙のとおり要望いたします。

財 務 大 臣	麻 生 太 郎 様
農 林 水 産 大 臣	山 本 有 二 様
国 土 交 通 大 臣	石 井 啓 一 様
環 境 大 臣	山 本 公 一 様

九都県市首脳会議

座 長	相 模 原 市 長	加 山 俊 夫
	埼 玉 県 知 事	上 田 清 司
	千 葉 県 知 事	森 田 健 作
	東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
	神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
	横 浜 市 長	林 文 子
	川 崎 市 長	福 田 紀 彦
	千 葉 市 長	熊 谷 俊 人
	さ い た ま 市 長	清 水 勇 人

(別紙)

1 保全緑地に係る相続税の負担軽減

法律に基づく近郊緑地特別保全地区、特別緑地保全地区、及び歴史的風土特別保存地区、並びに九都県市それぞれ独自の条例等に基づく緑地(以下「保全緑地」)に係る相続税について、納税猶予制度を創設するなど、土地所有者が緑地を持続的に保有できるよう、税負担の軽減措置を講じていただきたい。

また、市民緑地や公園用地として借地している樹林地についても、相続税の評価減の割合を引き上げるなどの措置を講じていただきたい。

2 保全緑地の公有地化に係る譲渡所得の特別控除制度の拡充

保全緑地の公有地化に係る譲渡所得の特別控除額の引き上げ及び複数年度にわたる買取りの特別控除の適用について、制度を拡充していただきたい。

3 緑地や公園の用地取得・整備及び維持管理への財政支援策の拡充

地方公共団体による緑地や公園の用地取得・整備に係る国庫補助率を引き上げるとともに、保全緑地の維持管理に対する財政支援制度を新たに構築していただきたい。

4 緑化地域制度の拡充

緑化地域制度における緑化面積の算出について地方公共団体が柔軟に運用できるように、制度を拡充していただきたい。

5 地方公共団体が行う「緑地保全奨励金等」の非課税化

地方公共団体が交付する緑地保全奨励金等に対する所得税は、非課税にしたい。

6 物納された緑地の無償貸付する制度の構築

物納された緑地のうち、九都県市の保全対象について、無償貸付する制度を新たに構築していただきたい。

7 生産緑地地区制度に対する支援制度の拡充

緑地としての機能を有するものの、減少し続ける市街化区域内農地を維持するため、生産緑地が貸借された場合の税制措置を講じていただきたい。また、買取り申出のあった生産緑地を地方公共団体が取得しやすくするため、地方公共団体の予算措置を考慮した買取り申出に対する通知期間の設定及びこれに伴う税制

措置並びに買い取るための財政支援策の拡充を実施していただきたい。さらに、指定後30年経過の対策として設けられる特定生産緑地制度に関する税制措置等や改正後の制度の適切な運用を図るための措置を講じていただきたい。

(要望内容の趣旨)

1 高額な相続税は、相続発生を契機に緑地を開発用地として転用・売却させる主な原因となっており、都市に残された貴重な緑地減少の大きな要素となっている。加えて、平成27年1月から適用となった相続税の基礎控除額の大幅な縮小が緑地の売却等に拍車をかけることとなり、土地所有者が持続的に保全するための環境整備は、喫緊の課題となっている。また、平成29年3月には、埼玉県武蔵野地域の落ち葉堆肥農法が日本農業遺産として認定され、その根幹をなす農家の屋敷林や平地林の保全も必要とされている。

このような中、私権制限を受け入れた方に対する納税猶予制度の適用は、緑地の売却等に歯止めをかける有効な手段であり、また、市民緑地や公園用地として借地している樹林地に対する評価減の割合を引き上げることなどは、契約のインセンティブを高め、市民と協働した緑地保全制度の促進に繋がる。

さらに、地方公共団体独自の条例が法律とともに緑地保全を支える両輪として存在していることも踏まえ、条例による指定緑地についても評価減の対象とすることを要望するものである。

2 特別緑地保全地区の公有地化に伴う譲渡所得の特別控除額は、土地収用法対象事業の特別控除額より低い。また、地方公共団体では、基金制度や緑地保全制度などの条例等により、良好な自然環境の保全に努めているが、各地方公共団体の条例等に基づき指定する保全緑地の公有地化に伴う譲渡所得の特別控除額も低い。行政への土地譲渡に対するインセンティブを持たせるために、現行の特別控除額を引き上げるとともに、複数年度にわたる買取りを特別控除の対象とすることが有効な手段である。

これらの制度拡充によって、特別緑地保全地区などの指定拡大といった保全施策の推進にも好影響をもたらし、開発の抑止効果の向上に繋がるため、要望するものである。

3 緑地の保全や都市公園等の整備など様々な施策の展開において、用地取得に対する国庫補助制度は、特別緑地保全地区など施策によって補助率が十分とは言えないものもあり、緑地等の維持管理に至っては、補助制度すらなく、地方公共団体の負担は多大である。

法律に則り買取りを進める負担に加え、以後、永続的に必要となる維持管理については、制度発足時から現在までの社会情勢の変化を勘案すると、もはや、地方のみが背負う負担限度を超えており、国の課題として捉えるべきと考え要望するもの

である。

- 4 地方公共団体では良好な都市環境の形成を図るために、緑が不足している市街地などにおいて、緑化を推進するための様々な施策を展開している。

これらの施策のうち、緑化に関する協議等においては、地域の実情に応じ多様な緑化手法を地方公共団体独自で評価し導入しているが、これらの緑化手法は、緑化地域制度を導入した場合には同等に評価されないことがある。そこで、緑化地域制度における緑化面積の算出方法などを地方公共団体が柔軟に運用できるよう、制度の見直しを要望するものである。

- 5 土地所有者が緑地を持ち続け、良好に維持管理できるよう、地方公共団体では土地所有者の理解と協力のもと、条例等に基づき様々な保全施策を講じ、土地所有者に対して緑地保全奨励金等を交付している。

この緑地保全奨励金等は課税されていることから、その制度の趣旨を尊重して所得税における非課税措置を要望するものである。

- 6 相続税の物納地は無償貸付制度の対象外であるため、相続税の物納地のうち、九都県市が保全対象とする緑地について、無償貸付する制度の創設を要望するものである。

- 7 相続などを契機に減少し続ける市街化区域内農地において、生産緑地地区は、貴重な緑地機能を有するものの、土地所有者以外に貸借された場合には相続税納税猶予制度が適用されないなどにより、その存続に苦慮している。

また、生産緑地地区については、営農者の死亡等により買取り申出がされても、多くの地方公共団体は事業計画上の問題や財政上の理由から買取りができずに、生産緑地地区の指定を解除している。さらに、生産緑地地区の多くは、平成4年度末までに指定されているため、指定後30年を迎える平成34年度には、所有者の意思による買取り申出の殺到が懸念される。

これらをこのまま放置すれば、将来、都市から貴重な緑地機能を有する生産緑地地区が消え、良好な都市環境の形成に大きな支障を来すことが予想される。

そこで、減少し続ける生産緑地地区を多様な担い手により維持し、都市農地の緑地機能の保全を促すため、生産緑地が貸借された場合についても納税猶予制度の適用対象としていただきたい。

また、買取り申出のあった生産緑地を地方公共団体が取得しやすくするため、地方公共団体の予算措置を考慮した買取り申出に対する通知期間の設定及びこれに

伴う相続税の申告期間の延長の措置を講ずるとともに、買い取るための財政支援策の拡充を講じていただきたい。

指定後30年経過に伴う措置に関しては、特定生産緑地制度の創設に伴い、生産緑地地区所有者が特定生産緑地の指定に同意することを促すため、地方公共団体が指定する特定生産緑地への納税猶予制度の適用、特定生産緑地を地方公共団体が買い取る場合の譲渡所得に係る特別控除の適用等十分な税制措置を講じていただきたい。

さらに、改正後の制度に関して、面積要件の引下げに関する条例制定、いわゆる道連れ解除の解消のための運用指針の改正を踏まえた地方公共団体の指定基準の改正について、迅速な情報提供及び技術的支援を行うとともに、生産緑地の指定から約25年が経過し世代交代が進む中、地方公共団体が生産緑地地区所有者に対して、円滑に制度改正の案内が可能になるよう、説明用のパンフレットの提供等、改正後の制度の適切な運用を図るための措置を講じていただきたい。

以上について要望するものである。